

## 三十三銀行「個人インターネットバンキング」預金被害補償規定

この補償規定は、三十三銀行「個人インターネットバンキング」（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただいているお客さま（以下「預金者」といいます。）を対象に、本サービスにおけるID・暗証等の不正利用により本サービス登録口座の預金に被害が発生（当座貸越が発生した場合も含まれます。以下、同様とします。）した場合の、補償（損失の負担）について定めるものです。

預金者の預金に被害が発生し、当行の各種預金規定、本サービス利用規定により、預金の減少について、当行が責任を負わない場合であっても、この補償規定にしたがって、預金者は補償を受けることができるものとします。

当行がこの補償規定にもとづいて補償金をお支払する場合、当行から損害保険会社等に当行が有する預金者に関する情報を提供することがありますので、あらかじめご了承ください。ご協力いただけない場合には補償金のお支払ができない場合がありますので、あわせてご了承ください。

1. 本サービスの不正使用により行われた不正な預金の払い戻し（以下、「当該払戻し」といいます。）については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して、当該払戻しによる損害（手数料や利息を含みます）の補てんを請求することができます。
  - (1) 不正取引発生後30日以内に、当行へ通知が行われていること
  - (2) 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - (3) 当行に対し、不正利用が推測される事実を確認できる資料を提示し、警察署への被害事実等の事情説明に協力していただけること
  
2. 前条の請求がなされた場合、当行は、当行への通知が行われた日の30日前の日以降になされた当該払戻しによる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、補てん対象額を減額した金額で補てんあるいは補てんを行わないことがあります。
  - (1) パソコン等にインストールされている各種ソフトウェア（基本ソフトやウェブブラウザ、セキュリティ対策ソフト等）を最新の状態に更新していない場合
  - (2) インターネットバンキングに使用するパスワードを定期的（6ヵ月以内）に変更していない場合
  - (3) その他、(1)、(2)と同程度の注意義務違反が認められた場合  
(取引内容を通知するメールアドレスが、スマートフォン等、利用者がすぐに認識可能な携帯端末のメールアドレスに設定されていなかった場合等)

3. 前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には当行は補てんしません。
- (1) 当該払戻しについて、当行が善意・無過失であり、かつ預金者またはその関係者等（預金者の親族、同居人、使用人または従業員等の会社関係者等）の故意、重大な過失または法令違反による損害である場合
  - (2) 当該払戻しについて、当行が善意・無過失であり、かつ預金者またはその関係者等（預金者の親族、同居人、使用人または従業員等の会社関係者等）が自らまたは加担した不正利用である場合
  - (3) 第三者への譲渡、貸与または担保等に差し入れたパソコン等が不正に利用された場合
  - (4) セキュリティ対策ソフト（当行が提供するものも含む）が導入されていないパソコン等から不正な振込等が行われた場合
  - (5) パソコン等にインストールされている各種ソフトウェア（基本ソフト、ウェブブラウザ、セキュリティ対策ソフト等）のサポート期限が経過していた場合
  - (6) 正当な理由なく第三者にID・パスワード等を伝えた場合
  - (7) 当行が注意喚起している手口の詐欺（フィッシング詐欺やサポート詐欺等）に騙される等、不用意にID・パスワード等を伝えた場合
  - (8) IDパスワード等をパソコン等やクラウドサービス等にファイルや画像等で保存していた場合
  - (9) 当行が指定した正規の手順以外で、ワンタイムパスワードを利用していた場合
  - (10) 預金者が被害状況についての当行に対する説明において、虚偽の説明を行った場合
  - (11) 地震もしくは噴火またはこれに伴う津波、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して行われた不正利用の場合
  - (12) その他、(1) から (11) と同程度の故意または重過失が認められた場合
4. 当行が、当該払戻しの支払原資となった預金について預金者に払戻しを行っている場合にはこの払戻しを行った額の限度において、第1条にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
5. 当行が第1条にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
6. 当行が第1条にもとづく補てんを行った場合は、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以 上

(2023年12月1日制定)

(2025年5月1日改定)